

平成三十年原子力規制委員会規則第十号

指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号）第五十一条の二十九第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の許可等に関する規則を次のように定める。

（許可の申請）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二十九第一項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 土地の掘削の目的
- 三 土地の掘削の場所
- 四 土地の掘削の方法及び規模
- 五 着手及び完了の予定日
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添付しなければならない。
 - 一 掘削しようとする地点を明らかにした図面
 - 二 土地の掘削の方法を明らかにした平面図及び断面図

（許可の申請書の添付図面の省略等）

第二条 法第五十一条の二十九第一項の許可を受けた者が前条第一項各号に掲げる事項の変更に係る許可の申請をする場合には、同条第二項の規定により申請書に添付しなければならない図面のうちその変更に係るものを添付すれば足りる。

2 前項の申請書には、変更の趣旨及び理由を記載した書面を添付しなければならない。

（土地の掘削の許可の基準）

第三条 法第五十一条の二十九第二項の原子力規制委員会規則で定める基準は、指定廃棄物埋設区域における土地の掘削の方法及び規模が、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであることとする。

（身分を示す証明書）

第四条 法第五十一条の三十一第二項の身分を示す証明書は、別記様式第一によるものとし、法第五十一条の三十三第四項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

附則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第四十四条の規定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成三十年原子力規制委員会規則第十一号）の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。

別記様式第1（第4条関係）

別記様式第1（第4条関係）

（表 面）

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の31第2項の規定による

身 分 証 明 書

職名及び氏名

写 眞

押 出
スタンプ

年 月 日生
年 月 日交付

原子力規制委員会 印

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A6とすること。

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第51条の31 原子力規制委員会は、この節の規定の施行に必要な限度において、第51条の29第1項の許可を受けた者に対し、土地の掘削の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は当該職員に、その事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、当該掘削の実施状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、試験のため必要な最小限度の量に限り試料を収去させ、若しくは当該掘削が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一・一の二 (略)

一の三 第51条の31第1項の規定による立ち入り、検査、収去若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

一の四～十二 (略)

別記様式第2（第4条関係）

(表 面)

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の33第4項の規定による

身 分 証 明 書

職名及び氏名

写

真

押 出
スタンプ

年 月 日生

年 月 日交付

原子力規制委員会 印

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A6とすること。

別記様式第2（第4条関係）

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第51条の33 原子力規制委員会は、指定廃棄物埋設区域の指定又はその区域の拡張に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員に、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、柵等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

2 原子力規制委員会は、当該職員に前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者及び占有者（所有者の住所が明らかでない場合にあっては、占有者。以下この項において同じ。）並びに木竹又は垣、柵等の所有者及び占有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第1項の当該職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第1項の当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 土地又は木竹若しくは垣、柵等の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

一～一の三 （略）

一～一の四 第51条の33第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

一～一の五～十二 （略）